

茨運輸第707号
令和5年1月24日

茨城県商工会連合会
会長 小川 一成 殿

茨城運輸支局長
古賀 重徳



トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みの ご理解・ご協力のお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック事業は、国民のくらしと経済活動を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えております。

特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。

最近の動きとしまして、関東運輸局では、令和4年11月14日に、関東商工会議所連合会に対し、関東経済産業局長との連名により、トラック事業の取引環境適正化に向けたご理解・ご協力のお願いをするとともに、同年12月9日付で、関東トラック協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを進めることができるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したところです。

引き続き、当支局としましても、トラック事業者に対しての働きかけを積極的に行っていく所存でございますので、貴連合会におきましては、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

茨運輸第707号
令和5年1月24日

茨城県商工会議所連合会
会長 内藤 学 殿

茨城運輸支局長
古賀 重徳



トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みの ご理解・ご協力のお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック事業は、国民のくらしと経済活動を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えております。

特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。

最近の動きとしまして、関東運輸局では、令和4年11月14日に、関東商工会議所連合会に対し、関東経済産業局長との連名により、トラック事業の取引環境適正化に向けたご理解・ご協力のお願いをするとともに、同年12月9日付で、関東トラック協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを進めることができるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したところです。

引き続き、当支局としましても、トラック事業者に対しての働きかけを積極的に行っていく所存でございますので、貴連合会におきましては、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

茨運輸第707号
令和5年1月24日

茨城県中小企業団体中央会
会長 阿部 真也 殿

茨城運輸支局長
古賀 重徳



トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みの ご理解・ご協力のお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック事業は、国民のくらしと経済活動を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えております。

特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。

最近の動きとしまして、関東運輸局では、令和4年11月14日に、関東商工会議所連合会に対し、関東経済産業局長との連名により、トラック事業の取引環境適正化に向けたご理解・ご協力のお願いをするとともに、同年12月9日付で、関東トラック協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを進めることができるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したところです。

引き続き、当支局としましても、トラック事業者に対しての働きかけを積極的に行っていく所存でございますので、貴会におきましては、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

茨運輸第707号
令和5年1月24日

一般社団法人 茨城県経営者協会
会長 笹島 律夫 殿

茨城運輸支局長
古賀 重徳



トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みの ご理解・ご協力のお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック事業は、国民のくらしと経済活動を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えております。

特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。

最近の動きとしまして、関東運輸局では、令和4年11月14日に、関東商工会議所連合会に対し、関東経済産業局長との連名により、トラック事業の取引環境適正化に向けたご理解・ご協力のお願いをするとともに、同年12月9日付で、関東トラック協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを進めることができるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したところです。

引き続き、当支局としましても、トラック事業者に対しての働きかけを積極的に行っていく所存でございますので、貴会におきましては、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。